

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する
利子補給及び損失補償費補助金交付規則

昭和33年12月9日
宮城県規則第69号

改正 昭和35年 8月16日規則第58号
昭和38年 6月11日規則第37号
昭和40年 7月 2日規則第42号
昭和41年10月 7日規則第69号
昭和43年 6月11日規則第40号
昭和45年10月20日規則第75号
昭和52年 7月29日規則第47号
昭和60年 5月17日規則第24号
昭和61年12月23日規則第66号
昭和63年12月20日規則第64号
平成 3年12月27日規則第64号
平成 5年11月30日規則第78号
平成 9年 3月21日規則第14号
平成15年11月 4日規則第99号
平成23年 6月28日規則第65号

〔天災による被害農林漁業者に対する経営資金の融通に関する利子補給及び損失補償費補助金交付規則〕をここに公布する。

天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する利子補給及び損失補償費補助金交付規則
(昭和35規則58・改称)

(目的)

第1条 知事は、天災によって損失を受けた農林漁業者の農林漁業経営の安定及び農林漁業協同組合の事業運営の円滑を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。)に基づき市町村の行った利子補給又は損失補償に要した経費について、当該市町村に対し、この規則の定めるところにより、毎年度予算の範囲内で補助金を交付する。

(昭35規則58・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において次に掲げる用語の意義は、それぞれ天災融資法第1条又は第2条に規定するところによる。

- (1) 天災
- (2) 被害農林漁業者
- (3) 特別被害農林漁業者
- (4) 被害農林漁業協同組合
- (5) 経営資金

(6) 事業資金

(昭35規則58・一部改正)

(経営資金補助金交付の対象)

第3条 県は、市町村に対し、次の各号に掲げる経費に対し、補助金を交付する。

- (1) 市町村が、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又はその他の金融機関（以下「農業協同組合等」という。）との契約により、当該農業協同組合等が貸し付けた経営資金について利子補給を行うに要した経費及び当該農業協同組合等が経営資金を貸し付けたことによって受けた損失の補償を行うに要した経費
- (2) 市町村が、農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫又はその他の金融機関（以下「融資機関」という。）との契約により、当該融資機関が経営資金を貸し付けようとする農業協同組合等（災害の都度、天災融資法の適用に関する政令で定めるものに限る。）に対し、当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによって受けた損失を、当該融資機関に補償するに要した経費
- (3) 市町村が融資機関との契約により、当該融資機関が貸し付けた農業協同組合等の事業資金について利子補給を行うに要した経費及び当該融資機関が貸し付けたことによって受けた損失の補償を行うに要した経費

(昭35規則58・一部改正)

(補助金交付の基準)

第4条 前条第1号又は第3号の利子補給に要した経費に対する補助金は、第7条に定める期間ごとに市町村が、当該利子補給の対象となった貸付金について行った利子補給額の100分の75（特別被害農林漁業者に対する利子補給額については100分の82.5）に相当する額又は当該期間における利子補給の対象となった貸付金について知事が様式第3号2（2）の（注）（6）において定める利率の割合で計算した額のどちらか低い額を限度とする。

2 前条第1号、第2号又は第3号の損失補償に要した経費に対する補助金は、市町村が当該損失補償の対象となった貸付金について損失補償を行った額の100分の80に相当する額又は当該貸付金の総額の100分の40に相当する額のどちらか低い額を限度とする。

(昭35規則58・昭43規則40・昭60規則24・一部改正)

(契約に含むべき事項)

第5条 市町村と農業協同組合等又は融資機関との損失補償の契約には、次に掲げる事項を含まなければならない。

- (1) 農業協同組合等又は融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後においても、善良な管理者の注意をもって当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。
- (2) 農業協同組合等又は融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によって得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは当該残額で、当該融資について損失補償を受けない損失をうめ、なお、残額があるときは、当該契約により市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該市町村に納付しなければならないこと。

(契約締結届)

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村は、農業協同組合等又は融資機関と、利子補給及び損失補償に関する契約を締結した日から2週間以内に様式第1号による利子補給及び損失補償契約締結届又は様式第2号による損失補償契約届に次に掲げる書類を添え各2部を知事に提出しなければな

らない。契約の内容を変更した場合も、また同様とする。

(1) 議会の議決により定められた予算及び予算に関する説明書のうち関係のある部分の写

(2) 利子補給及び損失補償契約書又は損失補償契約書の写

(3) その他知事が必要と認める書類

(昭40規則42・昭43規則40・一部改正)

(補助金交付の申請)

第7条 市町村は、利子補給に係る補助金の交付を受けようとするときは、毎年1月1日から6月30日まで(以下「上半期」という。)及び7月1日から12月31日まで(以下「下半期」という。)の各期間につき様式第3号による利子補給交付申請書2部を上半期に係るものについては7月31日まで、下半期に係るものについては1月31日までに知事に提出しなければならない。

2 市町村は、損失補償に係る補助金の交付を受けようとするときは、当該損失補償をした日から2週間以内に様式第4号による損失補償費補助金交付申請書2部を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の申請があった場合において必要があると認めるときは、その必要と認める書類の提出を求めることができる。

(昭40規則42・昭43規則40・昭60規則24・一部改正)

(補助金交付の決定)

第8条 知事は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、及び必要があると認めるときは現地調査等を行い、適当と認めるものに対し、補助金交付の決定をする。

2 知事は、前項の決定をしたときは、その旨及び決定にあたって条件を附した場合は、その条件をすみやかに当該市町村に通知する。

(知事への納付金)

第9条 補助金の交付を受けた市町村は、農業協同組合等又は融資機関から第5条第2号の契約事項に従い納付金を受けた場合は、その一部を当該市町村が知事から補助金を受けた割合に応じて知事に納付しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 知事は、補助金の交付の決定又は交付を受けた市町村が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは変更し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(1) 第6条又は第7条の規定により提出した書類に虚偽の事実を記載したとき。

(2) 補助金交付の条件又はこの規則の規定に違反したとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和35年規則第58号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和35年度分の補助金から適用する。

附 則(昭和38年規則第37号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和38年度分の補助金から適用する。

附 則(昭和40年規則第42号)

改正 昭和45年10月20日規則第75号

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年6月2日以後の天災につき適用する。

(特例措置)

2 昭和39年8月から同年10月までの長雨による天災につき、昭和40年6月2日以後の年3パーセントの利率で貸し付けられるもの及び利率を年3パーセントに引き下げる旨の契約の変更が行われるもので、所要の手続きが完了したものについては、前項の規定にかかわらず、この規則による改正後の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給及び損失補償費補助金交付規則の規定を適用する。

(昭45規則75・一部改正)

附 則 (昭和41年規則第69号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年度分の補助金から適用する。

附 則 (昭和43年規則第40号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年度分の補助金から適用する。

附 則 (昭和45年規則第75号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年規則第47号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給及び損失補償費補助金交付規則の規定は、昭和52年度分の補助金から適用する。

附 則 (昭和60年規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年規則第14号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年規則第99号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。